

2020/4/13 (第1版)

2020/6/1 (改正)

2020/9/4 (改正)

2020/10/1 (改正)

2021/8/19 (改正)

建設産業会館における新型コロナウイルス感染症への対応について

建設産業会館における新型コロナウイルス感染症のクラスター感染発生リスクを回避するため、原則として下記の対応をとることとする。

記

1. 会館内就業者に感染者が発生した場合

- ① 感染者の発生が判明した場合は、直ちに当該事業所は保健所に連絡を取り、感染者の療養等の取扱いや保健所による積極的疫学調査について指示を受ける。
 - ② 感染者が発生した事業所は閉鎖し、当該事業所及び共用部分の消毒※を行う。
 - ③ 感染者が発生した事業所が存する同フロアの他事業所は、消毒が完了するまで閉鎖とする。
 - ④ 事業所間を越えて2名以上の感染者が発生した場合は原則として全館閉鎖とし、全館を消毒※する。就業者の取扱いについては③⑤⑥及び2の②と同様とする。
 - ⑤ 感染者が発生した事業所の封鎖解除は2週間経過後の状況を見て判断する。但し、保健所の指導に従い消毒が完了し、感染者の感染経路や感染時期が特定され感染者及び濃厚接触者の出勤停止が確実になった場合は、感染者発生の日から4日間以上を置き、感染者が発生した事務所の封鎖を解除する。
- ※ 消毒は環境整備(株)に委託することとし、費用については応分の負担を求める。

⑥感染者の職場復帰は保健所または主治医の指示を優先するが、目安は発症後14日以上経過していて、かつ薬剤を服用していない状態で解熱後及び症状消失後に少なくとも3日が経過していること。なお入院していた者については職場復帰に際して1週間程度の在宅勤務・自宅待機を行わせてから出勤させることが望ましい。

2. 会館内就業者に感染者との濃厚接触者が発生した場合

① 「濃厚接触者」とは、感染者の感染可能期間に接触した者のうち次の範囲に該当する者とする。

(ア) 感染者と同居あるいは長時間の接触（社内、航空機内等を含む）があった者。

(イ) 適切な感染防護無しに感染者を診察、看護若しくは介護していた者

(ウ) 感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

(エ) その他：感染者の発症2日前から手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があつた者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

②濃厚接触者が発生した事業所は直ちに閉鎖し、当該事業所の消毒※を行う。

消毒が完了するまで当該事業所は閉鎖とする。

③濃厚接触者は在宅勤務とし、職場復帰の目安は感染者との最終接触日から2週間経過後、発熱等風邪症状が見られない場合は出勤可能とする。但し、感染患者の家族等で感染患者が自宅療養を行う場合には感染患者の自宅療養解除日からさらに2週間の健康観察のため在宅勤務することが望ましい。

3. 会館内就業者に発熱等の症状がある場合

① 37.5°C以上の発熱、強いだるさや息苦しさ、咳、喉の痛み、味覚異常などの症状が発現した場合は出勤を控え、状態により「帰国者・接触者相談センタ

ー（新型コロナウイルス感染症電話相談室）」に病状を伝えて相談し、その指示に従い医療機関で受診し診断を得ること。

②①により新型コロナウイルス感染を告げられた場合は、医療機関、保健所の指示に従い入院または療養するとともに、遅滞なく勤務事業所に連絡する。

③医療機関の診断や検査で新型コロナウイルス感染症について陰性であるとの診断結果を得た場合でも、薬剤を服用していない状態で症状が消失するまでは出勤を控えることとする。

4 会館内における研修など集会の取扱い

- ① 全国的かつ大規模な催事等はリスクへの対応が整わない場合は中止または延期などを考慮すること。
- ② 開催をする場合にあたっては、感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）を実施し、大声での歓声・声援等が無いことを前提に屋内においては収容人員の50%以内の参加で、屋外においては5000人以下の参加で行うこと。
- ③ 特定警戒地区から講師を招くことは極力控えること。
- ④ 上記により開催した場合、開催者は、集会等終了後、消毒液等により、会場のドアノブ、机、椅子、スイッチ、手すり等（トイレ等共用部分を含む）の拭き掃除を行うこと。

5 職場内及び職員の対応

- ① 職員は毎日検温するなど健康確認を行うこと
- ② 会館出入時など、こまめに手洗い等に努めること。なお、手指消毒用アルコールは今後不足することが懸念されることから、できるだけ来館者用とすること。
- ③ マスクを着用するとともに、咳エチケットを徹底すること。
- ④ 密閉空間・密集場所・密接場所など感染リスクの高いとされる場所へ行かないこと。